

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自家消費型太陽光発電設備等の導入の支援を通じ、2050年カーボンニュートラル実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費型太陽光発電設備等を県内に設置しようとする者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象設備及び補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象となる設備及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 この補助金の交付の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項による申請は、補助金交付申請書（民間事業者においては第1号様式の1、個人においては第1号様式の2、リース又はPPA事業者においては第1号様式の3）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

（民間事業者においては第2号様式の1、個人においては第2号様式の2、リース又はPPA事業者においては第2号様式の3）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) 賃金増加率試算表（第5号様式）※民間事業者（賃上げ枠）のみ

(5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書もしくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（民間事業者、リース又はPPA事業者においては第6号様式の1、個人においては第6号様式の2）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(2) 補助事業を廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿

及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで保管すること。あわせて、財産は、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
 - (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (10) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (11) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概

算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（民間事業者、リース又は PPA 事業者においては第9号様式の1、個人においては第9号様式の2）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（民間事業者においては第10号様式の1、個人においては第10号様式の2、リース又は PPA 事業者においては第10号様式の3）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（1）事業実績書

（民間事業者においては第11号様式の1、個人においては第11号様式の2、リース又は PPA 事業者においては第11号様式の3）

（2）収支精算書（第12号様式）

（3）賃金増加率計算表（第13号様式）※民間事業者（賃上げ枠）のみ

（4）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第14号様式）により行うものとする。

（補助事業終了後の状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業終了年度以降の状況について、補助事業終了年度の翌年度の4月末までに補助事業終了後状況報告書（民間事業者においては第15号様式の1、個人においては第15号様式の2、リース又は PPA 事業者においては第15号様式の3）により、補助事業終了年度の翌年度から5年間知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年度の補正予算に係る大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年度の予算に係る大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象設備等	太陽光発電設備（自家消費型）	蓄電池
事業実施主体	民間事業者（おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）に限る） 個人	民間事業者（おおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）に限る） 個人
補助率等	【個人】 3 万 5 千円／kW ※蓄電池と併せて導入する場合に限る。 ※補助額（蓄電池の補助額も含む）の上限は 200 万円とする。 ※新築の建物に設置する場合を除く。 ※PPA 事業者・リースにより個人の施設等に導入される場合を含む。	【個人】 蓄電池の価格(円/kWh)の 1/3 ※ただし、15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）の 1/3 が上限。 ※PPA 事業者・リースにより個人の施設等に導入される場合を含む。
	【民間事業者】 通常枠 2 万 5 千円／kW 賃上げ枠 3 万 5 千円/kW ※PPA 事業者・リースにより地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く。 ※補助額（蓄電池を導入する場合は蓄電池の補助額も含む）の上限は 200 万円とする。 ※新築の建物に設置する場合を除く。 ※賃上げ枠で申請する場合は、実績報告前の直近 1 ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近 1 ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。	【民間事業者】 蓄電池の価格(円/kWh)の 1/3 ※ただし、15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）の 1/3 が上限。 ※PPA 事業者・リースにより地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く。
補助要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わ	a 太陽光発電設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 補助率等に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるも

	ないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(1)) をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送	のであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5（地方公共団体設置は 9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kwh 以上）：g を満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kwh 未満）：h～m の全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
--	--	---

	配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除	i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合
--	---	---

	されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の(a) (b)のいずれかを満たすこと (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上を当該需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。	は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。 単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 j 蓄電池部安全基準 (a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。 k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安
--	---	---

		全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEECB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 m 保証期間 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--	---

別表 2（第 2 条関係）

区 分	費 目	細 分	内 容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費等	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料等を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。 また、本工事に要する副資材等も含む。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な

			電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費等、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。 ※ただし、本工事に含む場合は「材料費等」に計上。
業務費	業務費 ※リース・PPA事業者の場合のみ		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA事業者契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費

			、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。
事務費	事務費 ※リース・PPA 事業者の場合 のみ		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

第1号様式の1（第3条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事

殿

申請者

（郵便番号 - ）

住所

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（所属・氏名）

担当者電話番号

担当者メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

（1）事業計画書（第2号様式の1）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）誓約書（第4号様式）

（4）賃金増加率試算表（第5号様式）※賃上げ枠のみ

（5）交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ

（6）県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）

（7）申請者の確認書類

・法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し等）

（8）交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）

（9）設計関係書類

・導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）

・機器配置図（太陽光パネル・蓄電池）

（10）位置図（設置場所への案内図）

（11）おおいたグリーン事業者認証制度認証書又は申請書の写し及び更新を約する書類

（12）（代理人が申請する場合）委任状

（13）その他知事が必要と認める書類

第1号様式の2（第3条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書
【個人用】

年 月 日

大分県知事

殿

申請者

（郵便番号 - ）

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

（1）事業計画書（第2号様式の2）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）誓約書（第4号様式）

（4）県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）

（5）申請者の確認書類

（運転免許証の写し、住民票の写し等）

（6）交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）

（7）設計関係書類

・導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）

・機器配置図（太陽光パネル・蓄電池）

（8）位置図（設置場所への案内図）

（9）（代理人が申請する場合）委任状

（10）その他知事が必要と認める書類

第1号様式の3（第3条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書
【リース又はPPA事業者用】

年 月 日

大分県知事

殿
申請者
(郵便番号 -)
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号
担当者メールアドレス

年度において、下記のとおり大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） 円

3 事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式の3）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）※

(4) （需要家が民間事業者の場合）賃金増加率試算表（第5号様式）※賃上げ枠のみ

(5) （需要家が民間事業者の場合）交付申請前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ

(6) 県税の滞納がないことを証する納税証明（発行後、3ヶ月以内のもの。写し可。）※

(7) 申請者の確認書類

・法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し等）

(8) 交付申請額の根拠となるもの（2社以上の見積書の写し等）

(9) 設計関係書類

・導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）

・機器配置図（太陽光パネル・蓄電池）

(10) 位置図（設置場所への案内図）

(11) （需要家が民間事業者の場合）おおいたグリーン事業者認証制度認証書又は申請書の写し及び更新を約する書類

(12) （代理人が申請する場合）委任状

(13) （リースの場合）リース契約書（案）、リース計算書等及び需要家の同意書

（PPA事業者の場合）PPA事業実施契約書（案）、料金計算書等及び需要家の同意書

(14) その他知事が必要と認める書類

※誓約書及び納税証明書については、申請者とは別に需要家のものが必要。

第2号様式の1（第3条関係）

事業計画書【民間事業者用】

1 申請者の情報

事業を実施する事業者の名称及び所在地			
資本金の額又は出資の総額	円	従業員数	人
業種			

2 事業概要

(1)実施予定場所			
(2)設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(3)その他			
余剰電力売電の有無	有 ・ 無		
売電予定先			

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光発電設備	工事費				
	設備費※				
蓄電池	工事費				
	設備費※				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

4 年間の発電量及び電力自家消費量見込み

①年間の発電量見込み	②年間の電力自家消費量見込み	③自家消費率 (②/①×100)
kWh	kWh	%

5 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。

(全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります)

- ☐ 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- ☐ 固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- ☐ J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- ☐ 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を50%以上とすること。
- ☐ 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ☐ （蓄電池を導入する場合）蓄電池には、原則として太陽光発電設備からの電力を蓄電すること。

第2号様式の2（第3条関係）

事業計画書【個人用】

1 事業概要

(1)実施予定場所			
(2)設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(3)その他			
余剰電力売電の有無		有 ・ 無	
売電予定先			

2 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光 発電設 備	工事費				
	設備費※				
蓄電池	工事費				
	設備費※				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

3 年間の発電量及び電力自家消費量見込み

①年間の発電量見込み	②年間の電力自家消費量見込み	③自家消費率（②/①×100）
kWh	kWh	%

4 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。

(全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります)

- ☐ 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- ☐ 固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- ☐ J ークレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- ☐ 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を30%以上とすること。
- ☐ 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ☐ 蓄電池には、原則として太陽光発電設備からの電力を蓄電すること。

第2号様式の3（第3条関係）

事業計画書【リース又はPPA事業者用】

1 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

事業を実施する事業者 の名称及び所在地			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
業種			

(2) 需要家の情報

需要家の名称及び 所在地			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
業種			
担当者（所属・氏名）			
電話番号			

2 事業概要

(1) 導入方法等	☐ リースモデル ☐ PPA 事業者モデル		
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月間)		
(2) 実施予定場所			
(3) 設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディシ ヨナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(4) その他			
余剰電力売電の有無	有 ・ 無		
売電予定先			

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光 発電設 備	工事費				
	設備費※				
	業務費 事務費				
蓄電池	工事費				
	設備費※				
	業務費 事務費				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

4 年間の発電量及び電力自家消費量見込み

①年間の発電量見込み	②年間の電力自家消費量見込み	③自家消費率（②/①×100）
kWh	kWh	%

5 確認事項

以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。

（全てに✓を入れた場合のみ、補助の対象になります）

- ☐ 導入予定設備は商用化され、導入実績があること。中古設備でないこと。
- ☐ 固定価格買取制度（F I T）又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- ☐ J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ☐ 本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等の交付を受けないこと。
- ☐ 導入する太陽光発電設備による自家消費割合を業務用であれば50%以上、家庭用であれば30%以上とすること。
- ☐ 発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ☐ （蓄電池を設置する場合）蓄電池には、原則として太陽光発電設備からの電力を蓄電すること。

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

第4号様式（第3、4条関係）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県知事が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県知事と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員が役員となっている事業者
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （5）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （6）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - （7）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - （8）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称代表者職氏名〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

法人、団体の場合は代表者住所

第5号様式（第3条関係）

賃金増加率試算表

A	交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳	年 月分
B	賃金引上げ予定日	年 月 日

A					B							
	労働者 氏名	生年 月 日	採用 年 月 日	区分	賃上げ前 賃金等 単価 (支給済)	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等 単価 (予定)	時	日	賃上げ後 月額賃金 (予定)
1					円			円	円			円
2					円			円	円			円
3					円			円	円			円
4					円			円	円			円
5					円			円	円			円
6					円			円	円			円
7					円			円	円			円
8					円			円	円			円
9					円			円	円			円
10					円			円	円			円
								円				円
										増加率		%

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を複写して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価（支給済）」欄には、交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価（予定）」欄には、引上げ後の賃金等予定単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近1か月分の実績で計算すること。

第6号様式の1（第4条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業変更（廃止）承認申請書
【民間事業者用・リース又はPPA事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、承認されるよう大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の内容

3 変更（廃止）の理由

（備考）

以下、第1号様式の1又は3の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第6号様式の2（第4条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業変更（廃止）承認申請書
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、承認されるよう大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更による増減額	金	円

2 変更の内容

3 変更（廃止）の理由

（備考）

以下、第1号様式の2の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第4条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第4条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 その他
(1) 別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）
(2) 消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及 び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控 除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第5条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（民間事業者又はリース又は PPA 事業者においては第6号様式の1、個人においては第6号様式の2）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (2) 補助事業を廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで保管すること。あわせて、財産は、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告

すること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第7条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第3条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県補助金等交付規則(以下、「規則」という。)及びこの要綱の定めに従うこと。
- (13) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(民間事業者、リース又はPPA事業者においては第6号様式の1、個人においては第6号様式の2)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第9号様式の1（第8条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付請求書
【民間事業者、リース又はPPA事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）
名称（申請者の名称）
氏名（申請者の代表者の氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金について、（ 精算払 ・ 概算払 ）の方法により交付されるよう、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額
円	円	円	円

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
〈フリガナ〉	
口座名義人	

第9号様式の2（第8条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付請求書
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定の通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金について、（ 精算払 ・ 概算払 ）の方法により交付されるよう、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額
円	円	円	円

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
〈フリガナ〉	
口座名義人	

第10号様式の1（第9条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業実績報告書
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（郵便番号 - ）

名称

代表者（役職・氏名）

担当者（所属・氏名）

担当者電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

（1）事業実績書（第11号様式の1）

（2）収支精算書（第12号様式）

（3）賃金増加率計算表（第13号様式） ※賃上げ枠のみ

（4）実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ

（5）領収書又は請求書の写し

（6）完成写真（施工前、施工後のカラー写真）

（7）（余剰電力を売電する場合）

FIT 制度及び FIP 制度の認定を受けていないことを証する書類（売電契約書の写し等）

（8）（余剰電力を売電しない場合）

太陽光発電設備が稼働していることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（太陽光）の系統連系に関する契約書の写し等）

（9）（蓄電池を設置する場合）

太陽光発電設備から蓄電池に電力が供給できていることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（蓄電池）の系統連系に関する契約書の写し等）

（10）（申請書を提出した場合）おおいたグリーン事業者認証制度認証書

（11）その他知事が必要と認める書類

第10号様式の2（第9条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業実績報告書
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（郵便番号 - ）

氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業実績書（第11号様式の2）
- （2）収支精算書（第12号様式）
- （3）領収書又は請求書の写し
- （4）完成写真（施工前、施工後のカラー写真）
- （5）（余剰電力を売電する場合）
FIT 制度及びFIP 制度の認定を受けていないことを証する書類（売電契約書の写し等）
- （6）（余剰電力を売電しない場合）
太陽光発電設備が稼働していることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（太陽光）の系統連系に関する契約書の写し等）
- （7）太陽光発電設備から蓄電池に電力が供給できていることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（蓄電池）の系統連系に関する契約書の写し等）
- （8）その他知事が必要と認める書類

第10号様式の3（第9条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業実績報告書
【リース又はPPA事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所（郵便番号 - ）
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式の3）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 賃金増加率計算表（第13号様式） ※賃上げ枠のみ
- (4) 実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 完成写真（施工前、施工後のカラー写真）
- (7) （余剰電力を売電する場合）
FIT 制度及びFIP 制度の認定を受けていないことを証する書類（売電契約書の写し等）
- (8) （余剰電力を売電しない場合）
太陽光発電設備が稼働していることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（太陽光）の系統連系に関する契約書の写し等）
- (9) （蓄電池を設置する場合）
太陽光発電設備から蓄電池に電力が供給できていることを証する書類（モニター写真、自家用発電設備等（蓄電池）の系統連系に関する契約書の写し等）
- (10) （リースの場合）リース契約書（写し）及びリース計算書等
（PPA 事業者の場合）PPA 事業実施契約書（写し）及び料金計算書等
- (11) （申請書を提出した場合）おおいたグリーン事業者認証制度認証書
- (12) その他知事が必要と認める書類

第11号様式の1（第9条関係）

事業実績書【民間事業者用】

1 事業概要

(1)実施場所			
(2)設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(3)その他			
余剰電力売電の有無		有 ・ 無	
売電先			

2 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光 発電設 備	工事費				
	設備費※				
蓄電池	工事費				
	設備費※				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

第 1 1 号様式の 2 (第 9 条関係)

事業実績書【個人用】

1 事業概要

(1)実施場所			
(2)設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(3)その他			
余剰電力売電の有無		有 ・ 無	
売電先			

2 補助対象経費等

※税抜き (単位 : 円)

	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光 発電設 備	工事費				
	設備費※				
蓄電池	工事費				
	設備費※				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

第11号様式の3（第9条関係）

事業実績書【リース又はPPA事業者用】

1 需要家の情報

需要家の名称及び 所在地	
担当者（所属・氏名）	
電話番号	

2 事業概要

(1)導入方法等		☐ リースモデル ☐ PPA 事業者モデル	
契約期間		年 月 日から 年 月 日まで (年 か月間)	
(2)実施場所			
(3)設備概要			
☐ 太陽光発電設備			
太陽光パネル	公称最大出力合計	[kW]	
	型式 (W・枚数)	(W 枚)	
パワーコンディショナー	定格出力合計	[kW]	
	型式 (kW・台数)	(kW 台)	
	自立運転機能	有 ・ 無	
☐ 蓄電池			
蓄電池	定格容量	[kWh]	
	型式 (kWh・台数)	(kWh 台)	
(3)その他			
余剰電力売電の有無		有 ・ 無	
売電先			

3 補助対象経費等

※税抜き（単位：円）

	経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	積算内訳	備考
太陽光 発電設 備	工事費				
	設備費※				
	業務費 事務費				
蓄電池	工事費				
	設備費※				
	業務費 事務費				

※「設備費」欄は、太陽光発電設備等の設備機器類を工事費に含む場合は未記入とする。

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

収 支 精 算 書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助対象経費			
計			

第13号様式（第9条関係）

賃金増加率計算表

A	交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳	年 月分
B	実績報告時点での直近1か月分の賃金台帳	年 月分

A								B				
	労働者 氏名	生年 月日	採用 年月日	区分	賃上げ前 賃金等 単価	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等 単価	時	日	賃上げ後 月額賃金 (支給済)
1					円			円	円			円
2					円			円	円			円
3					円			円	円			円
4					円			円	円			円
5					円			円	円			円
6					円			円	円			円
7					円			円	円			円
8					円			円	円			円
9					円			円	円			円
10					円			円	円			円
								円				円
										増加率		%

※交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員を対象とする。

※上記表における支給額の増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えていれば要件達成となる。

※行が足りない場合は適宜追加するか、この用紙を複写して使用すること。

※「A 賃上げ前賃金等単価」欄には、交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「B 賃上げ後賃金等単価」欄には、実績報告時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近1か月分の実績で計算すること。

第 14 号様式（第 10 条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱 10 条の規定により通知します。

第15号様式の1（第11条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業終了後状況報告書
【民間事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更承認）通知があり、実績報告しました補助金について大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助事業終了後の状況を報告します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業の概要
 - (1) 実施場所
 - (2) 導入した設備 （ 太陽光発電設備 ・ 太陽光発電設備及び蓄電池 ）
- 3 年度の発電状況
 - (1) 年度 年間発電電力量 kWh
 - (2) 年度 年間売電電力量 kWh
 - (3) 年度 年間自家消費割合 $\% \left(\left((1) - (2) \right) / (1) \times 100 \right)$
- 4 関係書類
 - (1) 発電電力量を確認することができる書類
 - (2) 売電電力量を確認することができる書類

第15号様式の2（第11条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業終了後状況報告書
【個人用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更承認）通知があり、実績報告しました補助金について大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助事業終了後の状況を報告します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業の概要
 - (1) 実施場所
 - (2) 導入した設備 （ 太陽光発電設備 ・ 太陽光発電設備及び蓄電池 ）
- 3 年度の発電状況
 - (1) 年度 年間発電電力量 kWh
 - (2) 年度 年間売電電力量 kWh
 - (3) 年度 年間自家消費割合 $\% \left(\left((1) - (2) \right) / (1) \times 100 \right)$
- 4 関係書類
 - (1) 発電電力量を確認することができる書類
 - (2) 売電電力量を確認することができる書類

第15号様式の3（第11条関係）

大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業終了後状況報告書
【リース又はPPA事業者用】

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
名称
代表者（役職・氏名）
担当者（所属・氏名）
担当者電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更承認）通知があり、実績報告しました補助金について大分県自家消費型太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助事業終了後の状況を報告します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 事業の概要
 - (1) 実施場所
 - (2) 導入した設備 （ 太陽光発電設備 ・ 太陽光発電設備及び蓄電池 ）
 - (3) 需要家の名称
- 3 年度の発電状況
 - (1) 年度 年間発電電力量 kWh
 - (2) 年度 年間売電電力量 kWh
 - (3) 年度 年間自家消費割合 $\% \left(\left((1) - (2) \right) / (1) \times 100 \right)$
- 4 関係書類
 - (1) 発電電力量を確認することができる書類
 - (2) 売電電力量を確認することができる書類